

# 大分県報

平成三十一年  
第三〇五二号  
一月二十二日

（火曜日）

## 目次

告示

森林整備工事人札参加資格審査規程の一部改正……………一  
道路区域の変更……………一  
道路の供用開始……………一  
公共測量の実施……………一

## ○告示

### 大分県告示第三十七号

森林整備工事人札参加資格審査規程（平成二十一年大分県告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第三号口中「知事若しくは」及び「（以下「支援センター」という。）から基幹林業作業士、林業技能作業士若しくは林業作業士の認定を受けた者又は支援センター」を削る。

### 附則

この告示は、公示の日から施行する。

### 大分県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備

平成三十一年一月二十二日

え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道別府挾間線	由布市挾間町北方字宮田七〇三番一 地先から 由布市挾間町北方字宮田六八三番一 地先まで	前	メートル 八・七 四・二	メートル 七二〇・〇
	由布市挾間町北方字宮田七〇三番一 地先から 由布市挾間町北方字宮田六八三番一 まで	後	三一・〇 一・一・八	七二〇・〇

### 大分県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道小挾間大分線	大分市大字賀来字片面一七四六番三地先から 大分市大字賀来字縫戸平一八一八番地先まで	平三一・一・二二

## ○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大分県地方務局長から公共測量の実施について通知があった。

平成三十一年一月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県報（告示・公告）

- 一 作業の種類  
公共測量（登記所備付地図作成作業）
- 二 作業の地域  
大分市大字勢家の一部（新川・浜町地区）
- 三 作業の期間  
平成三十年十一月一日から平成三十二年三月三十一日まで